

特産品開発推進事業支援業務事業者候補選定プロポーザル募集要項

1 実施方法

本公募型プロポーザルは、特産品開発推進事業支援業務について、プロポーザルの参加希望者に提案書の提出を求め、その提案を別に定める審査項目によって評価する方法により、最も適した提案者と契約するものである。

2 実施概要

- (1) 委託業務名 特産品開発推進事業支援業務
- (2) 履行期間 契約日から令和4年3月30日（水）まで
- (3) 委託内容 別紙特産品開発推進事業支援業務企画提案仕様書（以下「仕様書」という。）による。

3 見積上限額

2,700,000円（税込）

4 プロポーザルに係る日程

- (1) 質問の締切 令和3年7月13日（火）正午まで
- (2) 質問の回答 令和3年7月15日（木）
- (3) 参加申込受付期間 令和3年7月15日（木）から
令和3年7月21日（水）まで
- (4) 提案書受付期間 令和3年7月26日（月）から
令和3年7月30日（金）まで
- (5) 結果通知予定日 令和3年8月13日（金）

5 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たすものとし、町がその資格を認めた者とする。

- (1) 町の一般競争（指名競争）入札参加資格者名簿に登載されている事業者で、産業振興、地域づくり等の分野に関し、調査研究、企画提案等のコンサルティング業務を行った実績があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するものでないこと。
- (3) 井手町工事等契約に係る指名停止等の措置要綱（平成20年井手町告示第33号）による指名停止期間中でないこと。
- (4) 過去5年間（平成28年度～令和2年度）において、本件業務と同種又は類似の業務（地方公共団体等が実施する特産品開発事業の支援業務等）を行った実績があること。

6 参加申込書の提出

- (1) 提出書類 参加申込書（様式1）
- (2) 提出場所 〒610-0302
京都府綴喜郡井手町大字井手小字南玉水67
井手町役場 地域創生推進室
- (3) 提出方法 提出場所に持参又は郵送すること。
※郵送する場合は事前に連絡するとともに、参加申込書受付票を返送するための返信用封筒及び84円切手を同封すること。
- (4) 提出期間 令和3年7月15日（木）～令和3年7月21日（水）午後5時必着

7 提出を求める提案書の内容

- (1) 委託業務全体のプランニング（基本的な考え方や特に強調したい発案性、独自性等を分かりやすく記述してください。）
- (2) 本件業務に係るスケジュール
- (3) 過去5年間における本件業務と同種又は類似の業務実績（業務受託年度、発注機関、業務名、業務の概要を記載したもの。）
- (4) 本件業務を受託した場合の実施体制及び進め方
- (5) 見積書（費用及びコンサルティング業務の明細を示したもの）
※提出資料は、原則としてA4判体裁（A3判横使い可）。提案書表紙（様式2）を添付の上ご提出ください。内容について、表現方法は特に問いませんが、要件を簡潔にまとめてください。提出資料はコピー可とし、原本の提出は不要です。（ただし、見積書のみ押印の上、原本を提出してください。）

8 提案書の提出期間等

- (1) 提出期間 令和3年7月26日（月）～7月30日（金）午後5時必着
- (2) 提出場所 〒610-0302
京都府綴喜郡井手町大字井手小字南玉水67
井手町役場地域創生推進室（担当 新）
- (3) 提出方法 提出場所に郵送すること。（郵送方法は、配達記録が残る方法とすること。）
- (4) 提出部数 7部（ただし、提案書表紙及び見積書は1部）
- (5) その他 ①膨大な資料が提出された場合には、審査に際し、貴社に断りなく妥当な量に削減することがあります。
②審査は提案業者名を明示せずに行うため、提案書表紙以外には提案業者名及び提案業者を特定することができる内容は記述しないでください。
③提出いただいた資料は返還しません。

9 選定方法等

- (1) 提案事業者によるプレゼンテーションは行わず、提出された提案書に基づき、本町職員等で構成する審査委員会が審査の上、受注候補者を選定する。なお、審査委員及び選定経過については、公表しない。
- (2) 選定結果は、決定後速やかに全ての提案事業者に通知するが、異議の申し立ては認めないものとする。
- (3) 審査委員会においては、各審査委員の下表の評価項目及び配点による評価点を合計した点数を比較し、最も高い提案書の提出者を受注候補者として選定する。

項目	審査基準	配点
① 企画提案の内容	仕様書の内容や目的を十分理解し、本町の特徴や課題を踏まえた提案となっているか。	35点
② 独自性	仕様書に示している以外のことについて、事業実施に有意義な独自の提案がなされているか。	15点
③ スケジュール・計画	特産品開発に取り組む者の募集から試作品完成までの工程が具体的に示され、実現性が高いスケジュールとなっているか。	15点
④ 業務の実施体制	特産品開発に取り組む者を支援するための体制が整えられ、中心となって指導する最適な専門人材が配置されているか。	15点
⑤ 類似業務の実績	業務を円滑かつ安定的に遂行できることを担保する類似業務の十分な実績と成果を有しているか。	10点
⑥ 見積価格	適正な見積価格が提示されているか。	10点

※最高点の者が複数の場合は、見積価格が最も安価なものを受注候補者とする。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で見積書を再作成し、再提出された見積書の金額が最も安価なものを受注候補者として選定する。

※評価の結果が最低基準（満点の60%）を満たさない場合は、受注候補者とししない。
なお、提案者が1者の場合も評価を実施する。

10 契約の締結

選定した受注候補者と町とが協議し、本業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結する。契約における仕様書の内容は、提案された内容が基本となるが、受注候補者と町との協議により必要に応じて内容を変更した上で予定価格の範囲内で契約を締結するため、契約額は見積額と同じになるとは限らない。なお、選定した受注候補者と町との間で行う仕様の詳細事項について、協議が整わなかった場合は、評価結果において次に高い提案者（最低基準を満たしたものに限り）と協議を行うこととする。

1 1 その他の事項

- (1) 提案書の作成にあたり、第三者の著作権を侵害する提案をしたときは、失格とする。
- (2) 提出された書類は、本件の審査以外には使用しない。
- (3) 参加申込書及び提案書は返却しない。
- (4) 参加申込書及び提案書は、提出後の差し替え及び再提出は認めない。